平成２４年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目20番２―305号
債務者　鍋谷　茂樹
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５１号
兵庫県西宮市今津水波町12番５―502号
債務者　大谷　有弘
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２２号
山口県宇部市大字小串19番地14
債務者　福本　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５６３号
北九州市八幡西区八千代町13番５―301号
債務者　栗山　義則
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５９３号
北九州市小倉南区徳力団地101番403号
債務者　占部　徹也
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５２号
長崎県南島原市北有馬町戊2625番地、前住所
長崎県南高来郡南有馬町己619番地７
債務者　小田　修一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
大分県別府市平田町７番29号　七福橋アパート103号
債務者　村田こと　金　　勝広
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０５号
沖縄県那覇市字宇栄原728番地　Ｃ棟
債務者　尾形　一臣
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４４号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第27地割２番地１第３ドミール御所湖203号
債務者　下川原ゆか
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３７３号
大分県別府市照波園町９番13号
債務者　床波　妙子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県宍粟市千種町黒土143番地13
債務者　河津　光重
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県宍粟市千種町黒土143番地13
債務者　河津　智春
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５９１号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目１番９号
債務者　田中　清司
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６０８号
福岡県遠賀郡水巻町吉田南２丁目６番８号レオパレスＳＨＩＢＡＴＡⅡ213号
債務者　濱田　雄希
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１０号
北九州市若松区修多羅２丁目11番27号
債務者　有吉　貴史
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６３２号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―1015号
債務者　柳野　憲典
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６６号
青森市大字幸畑字唐崎53番地２　ワールドハイツⅠ―108
債務者　坂本　孝仁
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係